地方独立行政法人 北松中央病院定款

第一章 総則

（設置目的）

第一条　この地方独立行政法人は、地域住民に救急医療をはじめとした急性期医療の提供、地域の医療機関と提携、良質な医療提供システムを構築、住民の健康増進、疾病予防への寄与を目的として設置する。

（名称）

第二条　この定款により設立される地方独立行政法人の名称は、地方独立行政法人北松中央病院（ 以下「法人」という。） とする。

（設立団体）

第三条　法人の設立団体は、佐世保市とする。

（事務所の所在地）

第四条　法人は、事務所を長崎県佐世保市江迎町に置く。

（特定地方独立行政法人又は特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人の別）

第五条　この法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

第二章 役員

（役員）

第六条　法人に、役員として理事長一人、理事三人以内及び監事二人を置く。

２　法人に、理事の中から副理事長一人を置くことができる。

３　法人に、理事のほか、非常勤の理事三人以内を置くことができる。

（職務及び権限）

第七条　理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

２　副理事長は、理事長を補佐して、法人の業務を掌理し、理事長に事故あるときは、その職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

３　理事は、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

４　監事は、法人の業務を監査する。

（役員の任命）

第八条　理事長及び監事は、佐世保市長が任命する。

２　副理事長及び理事は、理事長が任命する。

（役員の任期）

第九条　理事長､副理事長及び理事の任期は四年とする。

２　監事の任期は、理事長の任期に対応させるものとし、任命の日から、当該対応する理事長の任期の末日（補欠の理事長が任命された場合は、補欠の理事長の任期の末日）を含む事業年度についての財務諸表の承認の日までとする。

３　前２項の場合において役員が欠けた時の補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

４　役員は、再任されることができる。

（役員の解任）

第十条　佐世保市長又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が地方独立行政法人法（ 平成十五年法律第百十八号、以下「法」という。） 第十六条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

２　佐世保市長又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するとき、その他役員たるに達しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

３　前項に規定するもののほか、佐世保市長又は理事長は、それぞれその任命に係る役員（ 監事を除く） の職務の執行が適当でないため法人の業務の実績が悪化した場合であって、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適切でないと認めるときは、その役員を解任することができる。

４　理事長は、前二項の規定により副理事長及び理事を解任したときは、遅滞なく、その旨を佐世保市長に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

第三章 業務等

（業務の範囲）

第十一条　法人は、目的を達成するため、次の業務を行う。

一　救急医療を提供すること。

二　人間ドック、健診などの予防医療を提供すること。

三　地域全体の感染予防対策業務及び災害対策医療を提供すること。

四　リハビリ、在宅医療業務を推進すること。

五　医療に関する調査及び研究を行うこと。

六　介護保険に関する事業を行うこと。

七　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

２　法人は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、第一条の目的を達成するため、その建物の一部、設備、器械及び器具を、勤務しない医師又は歯科医師の診療のために利用させることができる。

（業務方法書）

第十二条　法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

第四章 資本金等

（資本金）

第十三条　法人の資本金は、１，３７９，０８３，６５９円とし、佐世保市が別表に掲げる資産をもって出資する。

２　法人に出資される財産のうち金銭以外のものの価額は、出資の日現在における時価を基準として出資する佐世保市が評価した価額とする。

３　前項の評価に関し学識経験を有するものの意見を聞かなければならない。

第五章 雑則

（公告の方法）

第十四条 法人の公告は、佐世保市役所及び法人の掲示板に掲示して行う。

（解散）

第十五条　法人は、解散した場合において、債務を弁償してなお残余財産があるときは、当該残余財産は、佐世保市に帰属させる。

（規程への委任）

第十六条　法人の運営に関して必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、理事長が定める規程等による。

附 則

（施行期日）

この定款は、法人の成立の日から施行する。

附　則

この定款は、平成２２年３月３１日から施行する。

附　則

この定款は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この定款は、長崎県知事の認可の日から施行する。